医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和７年１月１日から１２月３１日までに支払った医療費がある場合は、次の計算式によって計算した金額を医療費控除として２００万円を限度に所得から差し引くことができます。

☆ 所得の合計額が２００万円以上の方
（支払った医療費）－（保険金などで補填される金額）－ １０万円 ＝ 控除額

☆ 所得の合計額が２００万円未満の方
（支払った医療費）－（保険金などで補填される金額）－（所得の合計額の５％）＝ 控除額
※小数点以下切り捨て

医療費控除で医療費は還付されません

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

医療費控除や医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）に関する詳しい内容（対象となる医療費など）は、税務署発行のパンフレットや、国税庁ホームページをご覧ください。

医療費控除の明細書記載の例

令和 7 年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所　江別市 高砂町６番地　　氏 名　江別　幸太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の６項目が記載されたものをいいます。
（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	㋐ 円	㋑ 円

2 医療費（上記１以外）の明細　「領収書１枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
江別 幸太郎	○○病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	3,909 円	円
江別 幸太郎	○○薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	1,562	
江別 幸太郎	△△病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	93,567	
江別 幸太郎	JR、××バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑その他の医療費	11,400	
江別 幸子	△△歯科医院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	4,690	
江別 幸子	□□病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	186,290	95,000
江別 幸子	JR、××バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑その他の医療費	3,800	
江別 幸子	○○ドラックストア	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	5,300	
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
２ の 合 計			㋒ 310,518	㋓ 95,000

医 療 費 の 合 計	A	(㋐+㋒) 310,518 円	B	(㋑+㋓) 95,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 310,518 円	A
保険金などで補てんされる金額	95,000	B
差引金額（Ⓐ－Ⓑ）	(マイナスのときは0円) 215,518	C
所得金額の合計額	1,315,455	D
Ⓓ×0.05	(赤字のときは0円) 65,772	E
Ⓔと10万円のいずれか少ない方の金額	65,772	F
医療費控除額（Ⓒ－Ⓕ）	(最高200万円、赤字のときは0円) 149,746	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
（注） 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「４繰越損失を差し引く計算」欄の他の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。